

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　日米琉諮詢委員会 (代表会合第43回～58回) (3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43735

第五大回



注

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班連絡ありたい。

電信室

外官事政大

計當營人會

ア	北	東	
提	中	西	
米	參	保	相
長	北	(輪)	審
歌	參	長	
晏	西	東	
近	ア		
ア	參		
長	近		
經	(南國米三力)		歌
	參嗣	統	ラ
	國	一通	近
長	經	賠償	
渥	參		

國	經
參	協
參	規
軍	專
社	科
參	內
道	外
文	事
文	事

總督署 (TA) 37399
主官
68 年 9 月 30 日 19 時 12 分 十 八 省 聚
68 年 9 月 30 日 19 時 50 分 本 省 着 米

外務大臣 聞 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

諮詢委員會

X117号 平(被极)

往電文116号14頁

30日の第56回委員会の概要次のとおり。

1. 冒頭往覧にて申述べた労働関係3勧告
厚生関係3勧告の署名を了した。(勧告
文字別送1) 前者については本日16
時20分、ハイコムに勧告、17時从0
分、別送(2)のとおりのフレスリリース
を行った。後者については10月4日、
ハイコムに勧告予定。

2. 冒頭往電文の「那覇空港の整備拡充」
勧告案に關し、瀬長代表より、琉球側に
は道半々事務が皆無であることより

注 意

- 四、憲
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信寫

て、スタンディング・コミティーの設立は見合せ、日米両国専門家の調査、助言に一切まかせたいとの説明あり、本便もこれと了承し、疏政より、日米両政府に対しあらためて専門家の派遣を要請することに合意を見た。

なお、本件勧告書の作成は、米側海軍の意向もあり、若干遅れる見込み。

3. 疏政より「日本農業規格」の採用に関する勧告書が別添(3)のとおり提呈され
たので、至急ご検討のうえ、何分の儀回
覆ありたい。

4. 9月26日付往信文アス号をもって送
付申上げた社会保障関係从勧告草案を
本日、米疏各代表に手交したので、わが
方の最終的考え方についても至急ご同示
願いたい。

(3)

-2-

北米課長

秘
まで

第 73 号

昭和 43 年 10 月 1 日

外務大臣代理

椎名 悅三郎 殿

日米諮詢委員会日本国政府代表

高瀬 侍郎



勧告文等の送付について

往電第 117 号をもつて御報告申し上げた労働関係 3 勧告文、厚生関係 3 勧告文および琉球政府代表提出の勧告案文等を和英各 2 部下記のとおり別添送付する。

記

別送(1)

- 1 勧告第 16 号：軍関係離職者対策について
- 2 勧告第 17 号：身体障害者の雇用対策について
- 3 勧告第 18 号：職業訓練の充実について
- 4 勧告第 19 号：医療保険の住民皆保険化と本土並み給付の実現について
- 5 勧告第 20 号：生活保護制度の改善について
- 6 勧告第 21 号：住民皆年金体制の確立について



日本 政府

別送(2)

プレス・リリース

別送(3)

勧告案文：日本農林規格制度の採用について

付属添付

本信写送付先 総理府総務長官

日本 政府

別送(2)

琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会

沖縄那覇

プレス・リリース

1968年9月30日

琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会は、本日、下記の三項目について高等弁務官に対して勧告した。

- 1 軍関係離職者対策について（勧告第16号）
- 2 身体障害者の雇用対策について（勧告第17号）
- 3 職業訓練の充実について（勧告第18号）

それぞれの勧告は次のとおりである。

軍関係離職者対策について

日本々土においては、軍関係人員整理による離職者に対しては、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基き必要な職業訓練、職業紹介や各種給付金の支給等の措置を講じ、再就業の促進と生活の安定に処しているが、沖縄においては、このような軍関係離職者に対する措置は実施されていない。

諮問委員会は、上述のような状況にかんがみ、次のとおり合意した。

- (1) 琉球政府は、沖縄における軍関係の離職者に対し、本土の駐留軍関係離職者等臨時措置法に準じた立法を行ない、もつて、再就業の促進と生活の安定に資する必要があること。
- (2) 上記の琉球政府の措置の実施については、日米両国政府の協力を得て行なうのが適切であること。

身体障害者の雇用対策について

日本々土においては、身体障害者について、身体障害者雇用促進法等に基き、政府、地方公共団体および民間企業に対する身体障害者の雇用率の設定や身体障害者に対する職場適応訓練、職業紹介の実施、給付金の支給等、適職就業による生活の安定をはかるための積極的な措置が講じられているが、沖縄においては、未だ身体障害者の雇用促進のための格別の制度はなく、また、そのための行政組織機構も未整備の状況にある。

諮問委員会は、上述のような沖縄における身体障害者雇用の状況にかんがみ、本土と沖縄の身体障害者福祉の一体化を推進する見地から、琉球政府において、日本国政府の協力を得て、すみやかに本土の身体障害者雇用促進法に準じた立法を行ない、かつ必要な行政組織の整備をはかり、身体障害者雇用の促進とその生活の安定向上をすすめる必要があることについて合意した。

職業訓練の充実について

沖縄における職業訓練行政については、最近ようやく、本土とほぼ同内容の職業訓練法の制定をみたところであるが、その行政の実情には、なお改善充実をはかるべき点も多く、今後ますます重要となる雇用対策の基礎をかためるため、その整備が急がれねばならない状況にある。

諮問委員会は、このような沖縄の職業訓練行政について、本土との格差

を是正し、その一体化を推進する見地から、次のとおり合意した。

(1) 職業訓練を実施していく基盤たる職業訓練所や指導員、カリキ

ュラムなど未だ不十分な状況にあることにかんがみ、琉球政府に

おいて、日本政府の協力を得て、早急に職業訓練行政の整備をす
すめる必要があること。

(2) 特に、今後の経済ないし雇用事情を考慮した場合、職業訓練制

度の中心的機関として、専門的な技術に関する職業訓練を行なう

とともに職業訓練指導員の訓練や企業内で行なわれる職業訓練に

対する援助を行なう総合職業訓練所を設置する必要があること。

高等弁務官はこれらの勧告に同意した。

ADVISORY COMMITTEE TO THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS
Naha, Okinawa

30 September 1968

PRESS RELEASE

The Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands
made three recommendations today to the HICOM on the following items:

1. Countermeasures for Separated Military Employees (Recommendation No 16)
2. Countermeasures for Employment of Physically Handicapped Workers (Recommendation No 17)
3. Strengthening Vocational Training (Recommendation No 18)

Countermeasures for Separated Military Employees

In Japan proper, measures to promote re-employment and to stabilize
the living of separated military workers are taken by providing necessary
vocational training, employment exchange services, and payment of various
allowances, etc., based on the Law Concerning Provisional Measures for
Separated Military Employees of the U S Armed Forces in Japan, whereas in
Okinawa no such measures for separated military employees have been taken.

Therefore, the AdCom reached agreement as follows:

- a. It is necessary for the GRI to establish a law, based on the Law
Concerning Provisional Measures for Separated Military Employees of the U S
Armed Forces in Japan, for the benefit of separated military employees in
Okinawa with a view to the promotion of re-employment and stabilization of
the livelihood of such workers.
- b. It is appropriate for the GRI to implement the above measures with
the cooperation of both GOJ and USG.

HCRI-AdCom

30 September 1968

Countermeasures for Employment of Physically Handicapped Workers

In Japan proper, in order to stabilize the livelihood of physically handicapped workers by obtaining proper employment, positive measures based

- (1) on the Law Concerning the Promotion of Employment of Physically Handicapped Workers, etc., are taken by setting a physically handicapped workers' employment rate for central and local governments and private enterprises, providing in-service training for the physically handicapped, enforcing employment exchange services and providing allowances. However, in Okinawa no special system to promote the employment of the physically handicapped is established yet, and accordingly the administrative set-up is not yet consolidated.

From the viewpoint of promoting the identification of the welfare of the physically handicapped between Okinawa and Japan proper and in view of the above-mentioned situation concerning the employment of physically handicapped workers, the AdCom reached agreement that it is necessary for the GRI, with cooperation from the GOJ, to promptly enact a law based on the Law Concerning the Promotion of Employment of Physically Handicapped Workers in Japan proper, and that it is also necessary to promote the employment of the physically handicapped, and to elevate and stabilize their livelihood by consolidating the necessary administrative set-up.

Strengthening Vocational Training

Concerning the administration of vocational training in Okinawa, the Vocational Training Act, similar in substance to that of Japan proper, was finally enacted recently. However, in reality there are still many aspects

HCRI-AdCom

30 September 1968

which need improvement and strengthening, and the circumstances demand the consolidation of the administrative system in order to strengthen the foundation of employment countermeasures which will increase in importance in the future.

From the viewpoint of promoting the identification of vocational training administration by eliminating the differences between Japan proper and Okinawa, the AdCom reached agreement as follows:

a. In view of the present inadequate situation with respect to vocational training institutions, instructors, and curricula, which are basic factors for vocational training, it is necessary for the GRI, with cooperation from the GOJ, to immediately take measures to strengthen and consolidate the administration of vocational training.

b. Especially considering the future economic and employment situations, it is necessary to establish a consolidated vocational training institution, as the central agency for the vocational training system, which will provide for professional skills, train instructors, and render assistance to in-service training conducted at private enterprises.

The HICOM concurred in these recommendations.

別添ア 総
まで

琉球列島高等弁務官に対する諮詢委員会

沖縄那覇

1968年9月24日³⁰

首題 日本農林規格制度の採用について

1. 日本政府は昭和25年農林物資規格法に基づき日本農林規格制度を制定し、これを普及させることによって農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純化及び消費の合理化を図っている。

2. 沖縄においては農林物資の規格標準化を図る法律がなく特定の企業が自主的に日本農林規格を基準として社内規格を作成し標準化を進めている。

3. 沖縄においても日本農林規格制度の採用によって品質の改善、生産の合理化が図られ対外貿易ながらに対内取引が促進されることが期待できるので、その採用を推進とともに農林規格思想の普及を図る必要がある。

4. 上記のことから諮詢委員会は日本農林規格制度の導入につき、特に勧告された工業標準化制度の導入手続き同様、日本政府より琉球政府に対する日本農林規格表の送付、農林物資標準化のための工場ごとの日琉

タテ ケイシ B5判

琉球政府

専門家による実情調査、琉球政府における標準化担当官の設置等を実施に移す必要があること認められた。

5. よって諮詢委員会は高等弁務官が事件の実現につき適切な措置をとるよう勧告する。

タテ ケイシ B5判

琉球政府

秘
まで
別送(3)

ADVISORY COMMITTEE TO THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS
Naha, Okinawa

30 September 1968

MEMORANDUM FOR: THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS

SUBJECT: Adoption of the Japan Agricultural Standards (JAS) System

Recommendation No.

1. The Government of Japan established the Japan Agricultural Standards (JAS) system based on the Law Concerning the Standards of Agricultural Commodities (NORIN BUSSI KIKAKU HO) enacted in 1950. The establishment of this system has helped, by promoting the idea of the JAS system among Japanese people, to improve the quality of agricultural commodities, rationalize production practices by standardization, simplify fair transactions, and to afford convenience to consumers.

2. In Okinawa there are no appropriate laws or regulations to promote agricultural standardization except a few specific enterprises which apply for their own standards based on the JAS system.

3. The adoption of the JAS system in Okinawa will also help to improve the quality of agricultural commodities and to rationalize production practices, and it is expected to expand foreign trade and internal transactions. It is therefore necessary to promote the adoption of the JAS system as well as to promote the idea of the system among Okinawan people.

4. From the viewpoint of the above, the AdCom recognizes the need of adoption of the JAS system and the implementation of measures including the sending of the Japan Agricultural Standards List by GOJ to GRI, a fact-finding survey by Japanese and Okinawan experts on every factory for the purpose of applying agricultural standardization and appointment of the GRI officials in charge of standardization, in the same manner as the implementation of the previously recommended JIS system.

5. Therefore, the AdCom recommends that the High Commissioner take appropriate measures for the realization of these matters.

勧告第16~21号 アメリカ局長

「勧告文」の方12アイル参事官

秘
まで

北米課長

諸回秀勧告等送付について

43.10.2

米北

日本規格同様より、①勧告第16号~21号。

②アレス・リース(「日本農林規格制度の採用」につれての勧告(各々別添)を送付致いたので参考まで。

尚 勧告第16号~18号は既に勧告され

勧告第19号~21号は、本案通り勧告方

訓令済(10月4日勧告の予定)

「日本農林規格制度の採用」についての勧告は現在閣僚官房で検討中。

(文書処理上の記事)

元
署名

文書番号	總務化第29号	件名
受付	昭和 年 月 日	機種
起案	昭和43年10月5日	印送
決裁(供覧)	昭和 年 月 日	
施行	昭和 年 月 日	

局長 *直* 参事官 *直*

総務課長 *直* 事務官 *直* 企画調査課長 *直*

援助業務課長 *直* 事務官 *直*

調査官 *直*

記案者
厚生・労働係長 *直* 係長 *直*

(件名) 日米硫詔向委員会に係る勅告案
12-7-7 (回答)

標記12-7-7 日米硫詔向委員会日本政府
代表が別添(1)のとおり請訓があつた
て厚生省及び文部省の意見を求めていた

總理府

12-3 別添(2)のとおり回答があつたので、
これを検討して結果、勅告案を別添(3)
修正案の
とおり修正して採択する旨 日米硫詔
向委員会日本政府代表に対する下案12-8-7

訓令可付でいたしたい。

(案) 昭和 年 月 日
日米硫詔向委員会日本政府代表
總務長官
件名
昭和43年9月24日付貴信第72号をもつて
下
請訓のとおり標記勅告案12-7-7のうち、閣僚
各局との協議の結果はまとつた、別添(3)

外アドバイス、
(勧告案中朱字訂正のとおり)

正案のみ修正を加えた32 挑戦12差1

支え下さい。

記

医療サービス体制の整備 12→12

児童福祉施策・充実強化につれて

児童福祉対策・充実強化 12-202

勧告案	修正案
2.9(5) 保育所外滞設時の高齢者需要の適切な保育、養成充実化	2.9(11) 保育所外滞設時の高齢者需要の適切な保育、養成充実化
2.9(4) 日本国政府の協力を得て	2.9(6) 一時的
2.9(3)	2.9(5)
2.9(2)	2.9(4) と12次を加え3.
2.9(1)	心身障害児対策12条11項では、施設×整備拡充、在宅心身障害児対策の推進等、今後充実強化をはかるべし。
	2.9(3)
	2.9(2)
	2.9(11) と12次を加え3. 専門家による子保健の実情調査を行って とくに、実情に基づく子保健の向上、及 早体的方策を確立するべし。
	総 3 府

勧告案	修正案
3 5-2 諸向委員会は 高等弁務官が審切を措置することを勧告 す。	3 5-2 諸向委員会は、高等弁務官が本件を 実現に向けた連絡措置をとることに 本件 実現に向む。日本と国政府より提供された 協力につき便宜をはかるよう勧告する。

總理府

医療サービス体制の整備について

施 動 告 案	條 正 案
2.9.(1)のイ 琉球政府負担で本土に留学しての医学生へ―― 2.11.(1)のウ 本土医師大学へ提携を密にし、本土医師と診療的連携及び教員の派遣、本土への帰国と開業上実施する方法を講じた―― 2.11.(1)のエ ①琉球の政府は、現在、日本国政府が技術的援助を以て行なつてゐる無医地区及び政府立医療機関に対する医師派遣制度と同政府間の人事交流の途が開かれました。併し医師の派遣、計画的配置等の重要な方法については再検討を加えました。	2.9.(1)のイ 本土で免許中の沖縄医学生へ―― 2.11.(1)のウ 及びエを併せ、次の如く改めました。 ②本土の医学関係大学等の協力を得て、本土医師の派遣を用意を実施する方策を講じた結果、同琉西政府は医師を中心の両政府間の人事交流の途が開かれました。併し沖縄地域における医師の人材、計画的配置等の重要な方法について再検討を加えました。
2.11.(3)のウ 離島において交通不便な地域の住民については、(1)健康管理記録を政府立親元病院に整備し、慢病にかかる際、医師の治療を行なうまでの間、通勤のため急措置ができるよう記録及び通信体制の確立につき検討を行いました。	2.9.(3)のウ 離島において交通不便な地域の住民については、患者に対する通切指措置ができたよ)体制確立につき検討を行いました。 →般送)通信体制
2.11.(3)のア 現在沖縄には48の無医地区があり、これらは医療機関なし――	2.9.(3)のア 沖縄には48の無医地区があり、医療機関なし――

總理府

米側提案 (43.10.7 村田会事務官行
事務一課連絡)

2. 語文書面会併、上記の目的実現に

より人材、出来事に対する考慮、身体障害者

者及び社会活動に参画する社会人
社会事業活動 (43.10.7)

と12 従事者二七五名 / 義工者二九名
身体障害者に対する社会福祉施策。共通の

目標 1. 身体障害者福祉用意者か

る (1) 言語理解強化と文化需要満足化

また、(2) ビル等の施設内における施

策の相互連携のための語彙整備を

達成するための必要条件を記述す。

3.12 琉球政府と日本政府の協力

を得て、(1) 情報交換の必要がある

こととする旨の意見を一致してある。

GB-3

外務省

333
北米課長

琉政代表提案。了勧告案 1-7-2

43.10.7
東北

琉政提案。下記勧告案。検討事情次の
とおり。尚参考まで。

記

1. 國土基本圖の整備

2. 産業立地調査の実施

上記 2 勧告案 1-7-2 件、内容的の問題。

今後は卓識を以て、探求可能の趣旨、以下

用意するまゝ具体的の方法を行つておる。

3. 琉球少年院、特別科もあらむ医療科も、
本土少年院施設へ、移送

本勧告案は成心 5-1-1. 琉球少年院

外務省

GA-6

5662

施設、内容等は必ずしも実情に即いた
 もと主張され、本土少年院へ移送往復
 する。

庫亭等の措置にあり、予算も関係、12月30日
 早急、結論は出し難い趣である。

GA-6

外務省

1/14 手交
 (2月-昭和43年)
 (手交) 法規課長
 3 アメリカ局長
 2 参事官
 北米課長
 総特第3786号
 昭和43年10月3日
 外務省アメリカ局長 殿
 総理府特別地域連絡局長
 沖縄所在の国領有地の問題について
 昭和43年6月8日付 NA-43-179号で日米諮詢委員会日本政府代表から照会のあつた標記について、別添1に上り大蔵省の見解を質したところ、別添2のとおり回答があつたので、とりあえず回報する。
 なお、本問題は後日更めて貴省及び大蔵省その他関係省と協議し、今後における具体的処理方針をとりまとめたうえで、日米諮詢委員会日本政府代表あて通報することとしたしたい。

要處理
首席事務官
涉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力ナシ
農林水

43.10.5
 総理府

5686

別紙2

総特第2174号

昭和43年6月17日

大蔵省国有財産局長 殿

総理府特別地域連絡局長

沖縄所在の国県有地の問題について

標記に関し、諮問委員会日本政府代表から、下記諸点につき日本政府の基本的見解を求めてきたが、早い機会に我が方の見解を示す必要があるので、できるだけ速やかに貴省の見解をご回報願いたい。

なお、本問題は既に久しい間の懸案であることは御承知のことと思料するが（昭38.8.30付蔵管第2023号、昭41.1.1付蔵国有第62号による貴省文書を御参照願います）、先般來
〔〕諮問委員会で検討されてきているところ、去る6月7日会合において米国政府代表より別紙のとおり提言のあつたものである。

総理府

記

- 1 国県有地の琉球政府への管理移管に関する日本政府の一般的見解如何。
- 2 日本政府は今時点において琉球政府もしくはそれ以外の第三者に対し所有権の移転を伴う処分を行なうことに対し同意できるかどうか。
- 3 施政権返還交渉の際、米国政府が既に行なつた国有財産の処分につき日本政府はクレームをつけないという保証が得られるかどうか。

総理府

別添2

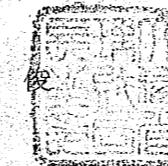
大蔵省

藏理第2052号ニ

昭和43年9月18日

総理府特別地域連絡局長 殿

大蔵省理財局長 青山



沖縄所在の国県有地の問題について

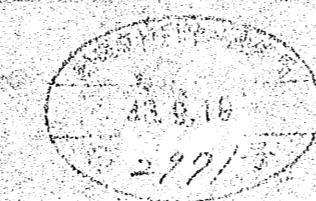
昭和43年6月17日付總特第2174号をもつて照会のあつた標記のことについては、照会事項のうち国有財産に関する当省の見解を下記のとおり回答する。

記

1 照会事項1について

米国民政府が日本国との平和条約（昭和27年条約第5号）第3条により米国政府（米国民政府）の権限として認められた日本国有地に対する管理権限を琉球政府に委任することについては、異存がない。

この場合、当該土地の所有権が日本国に帰属する以上、当該管理の概念に所有権を移転又は消滅させる行為が含まれないことは当然である。



大蔵省

2 照会事項2について

所有権の移転に関しては、1に述べたように、これを米国政府（米国民政府）に認めるわけにはいかない。しかしながら、各個別事案につき、所有権の移転が必要と認められる場合には、これに対して同意を与える用意はある。この場合、当該所有権の移転に係る対価は、日本国に帰属するものとする。

なお、施政権返還時における調整を可能にするため、総合的都市計画、区画整理等により必要とされる場合の外は、所有権を移転又は消滅させる行為以外の方法で事案を解決することとされたい。

この場合においても、貸付期間等の条件については、日本国の国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）の規定を尊重されたい。

3 照会事項3について

日本国政府の同意なしに行なわれた国有財産の所有権を移転又は消滅させる行為については、クレームをつける権利を留保する。